

〔 総会・総代会 ハンドブック 〕

総会・総代会を軸として

年間を通じた組合員の運営参加を

広げていくために…

目次

はじめに(ハンドブックの構成・活用方法について)	02
--------------------------	----

第1章 総(代)会の役割と位置づけ

I. 生協ってなに？	04
II. 組合員	05
III. 生協の組織	07
IV. 総(代)会	08
V. 総代	10

第2章 総(代)会と総代活動

● 総(代)会と総代活動(年間を通じた総代とのかかわり)	12
● 総(代)会モデルスケジュールについて	14
● 総(代)会モデルスケジュール	15
● モデルスケジュール解説[10-12月]	17
● モデルスケジュール解説[1-3月]	19
● モデルスケジュール解説[4-5月]	21
● モデルスケジュール解説[総(代)会終了後]	24
● よりよい総(代)会・総代活動へのポイント	26
● おまけ：総(代)会当日のチェックポイント	28

第3章 その他

● 大喜利！こんな総(代)会はいやだ！	31
● 参考資料	33

※本ハンドブックでは「総会・総代会」をまとめて「総(代)会」と表記しています。

はじめに

総会・総代会ハンドブックとは？

こんな声をよく耳にします。

「そもそも、総(代)会って何？」

「これから総(代)会の準備をスタートしたいけど、いつ・何から始めればいいのかわからない」

「総代活動頑張りたい！」

そのような悩みや不安を抱えている組織委員や生協職員の皆さんに向けて、

「総(代)会とは何か、なんのために行うのか」

「いつ・だれが・なにを・どのように・なぜ、総(代)会の準備や総代活動に取り組めばいいのか」

この2点を学習用資料としてまとめたものになっています。

ハンドブックの構成・活用方法について

● ハンドブックの構成

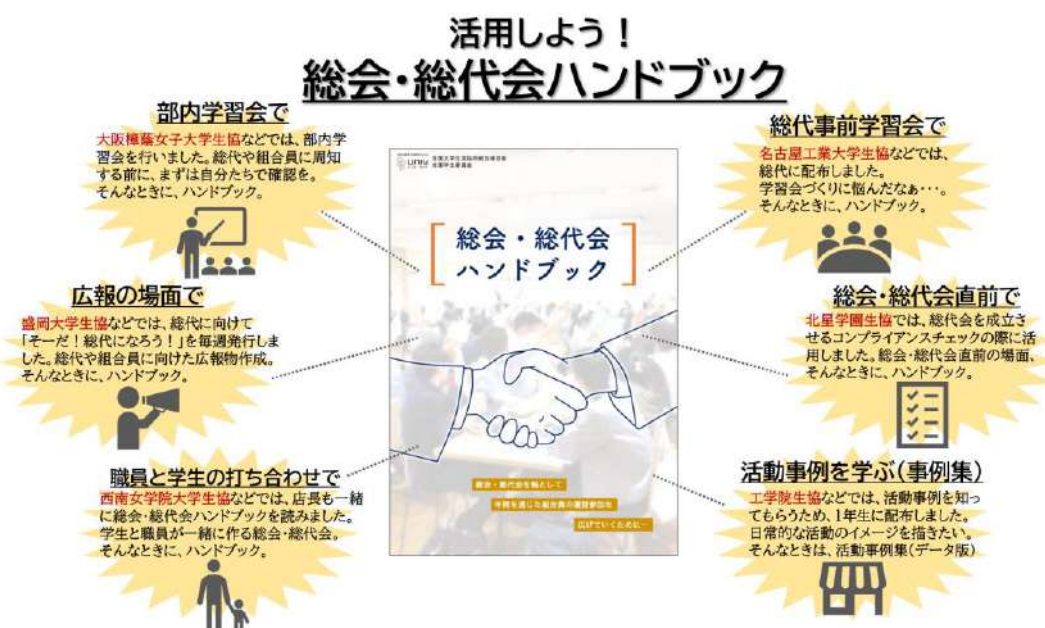
第1章：そもそも総(代)会とは何かについて、大学生協の仕組みを確認しながら理解できます。

第2章：以下の3点を理解できます。

①総代活動をどうして行うのか。年間を通して行うことで、何がいいのか。

②年間を通した総代活動をすすめるなかで、いつごろ、何をすればいいのか。

● 活用方法(学習会や学生と職員での打ち合わせなど、様々な場面でご利用いただけます)



第1章

総(代)会の役割と位置づけ

●本章でおさえてほしいポイント

- ▶ そもそも「大学生協」とは何か？を知る・再確認する。
 - ➡組合員による組合員のための組織であること。
 - ➡組合員の3つの役割「出資」「利用」「運営」
- ▶ 大学生協の仕組みの中にある「総代会」の役割・位置づけは何かを知る。
 - ➡どうして毎年総(代)会を実施する必要があるのか？

この章では大学生協が「なぜ総(代)会を開催しているのか」を知るとともに、大学生協が「誰の手によって」「どのように運営されているのか」を確認します。各地域で実施されている「春のセミナー」（新入学生委員を対象にした、生協や学生委員会がどういった組織なのか理解してもらうためのセミナー）に参加した人や、なかには毎年2月に実施される「組合員活動研修セミナー（通称：組研）」に参加して、生協についてはある程度理解できている人も多いかもかもしれません。その場合は読み飛ばしてもらっても構いません。最初はなんとなく、「確かに生協ってこんな感じだなあ」程度の理解度で読み進めて大丈夫です。ハンドブックを最後まで読みきった後、もう一度この章を見返した時に改めて気付くことがあるかと思います。

I. 生協ってなに？

生活協同組合は、自分たちの生活を自分たちの手で守るためにお金を出し合い、そのお金で商品を仕入れて安く分け合うところから始まりました。自分たちのお金を出し合ってつくり、自分たちの力で運営していくのですから、みんなの意見を大切にすることは、生協の運営の根本です。

● 生協は人と人との組織

生協はご存知の通り、店舗を持ち事業を行い、生活を守るさまざまな活動を行っています。「より良い商品をより安く」「より良い生活と平和のために」など、**自分たちの生活をより良くしたい！**と願う人たちが**お金（出資金）を出し合い、自分たちのためにさまざまな活動をしていく組織**です。生協は出資者（所有者）と経営者と利用者が一致し、人と人とのつながりで成り立っています。また、利益を追求するために活動しているわけではないので、何かしらの理由で（大学生協の場合は、大学を卒業する時に脱退することが多いです）組合員が生協から脱退する時は、最初に出してもらった出資金を全額返還¹しています。



● 組合員の参加こそ生協の力

各生協では、一人ひとりの組合員の願いや生活背景に着目し、組合員とともにその願いを実現していく活動が進められています。その結果、**自分の願いを生協のとりくみや店舗を通じて実現することができた組合員が「自分の願いを取り入れてくれて嬉しい」「生協にかかわって、新しい仲間ができた」「もっと生協にかかわりたい」**など、生協にかかわることに喜びを感じ、生協への信頼感を持つようになってきます。また、多くの組織委員や生協役職員は商品そのものや、事業活動を通じて組合員の願いや生活に接することができ、願いの実現に貢献できたと実感した時に、「もっと組合員の願いや生活に接していきたい」と感じることでしょう。

¹ 正確には、生協に支払うべき代金等の未払があるとき、除名による脱退のとき、大きな赤字（債務超過状態）となったときなど、一部または全額返還できなくなることもあり得ます。「利益を追求する」組織ではありませんが、だからといって赤字を出し続けるような活動となつてはいけませんよね。

Ⅱ. 組合員

● 自分たちの生活をより良くするために

上記でも述べましたが、生協は自分たちの生活をより良くしたい！と願う人たちがお金（出資金）を出し合い、自分たちのためにさまざまな活動をしていく組織です。その、お金（出資金）を出して生協に加入した人のことを「組合員」と呼びます。

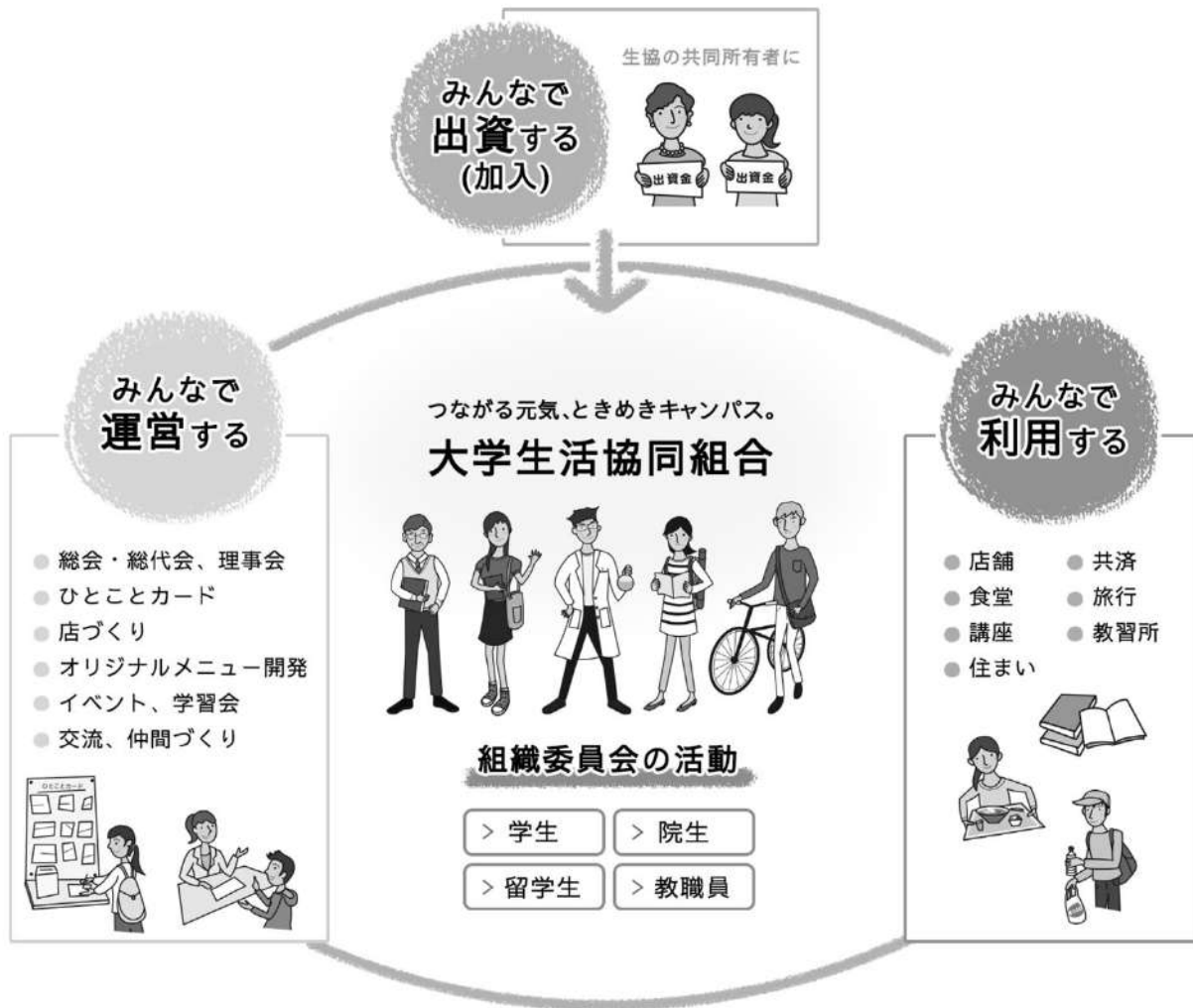
大学生協の場合、組合員は学部生だけでなく院生・留学生・教職員など様々な立場の組合員が存在します。何度も言いますが、生協は自分たちの生活をより良くしたい！と願う人たちがお金（出資金）を出し合い、自分たちのためにさまざまな活動をしていく組織ですから、学部生だけでなくそういった様々な立場の組合員の声を生協の運営や活動に反映させることが大切です。

コラム：東日本大震災の時のお話

とあるきっかけで筆者(初版)が福島を訪れた時に、東日本大震災の時のお話を JA（農業協同組合）の方に聞きました。

震災が発生した当時、「原発事故の関係で福島の野菜や生鮮類が汚染されているのではないか」という風評被害が多くあったそうです。しかし、検査をして安全なことが確認された食材を JA が生産者から入荷し、店舗に並べたそうです。すると組合員のみなさんは「JA さんが売っているなら、安心して買えるわ」と、食材を購入していったそうです。

これは、日頃から「組合員のため」に活動し、それが組合員に伝わっているからこそだな、と筆者は感じました。このお話から、私たちが大切にすべきことを改めて感じました。





【出資】
事業を営むために
お金を出し合うこと
↓
組合員が行う



【利用】
組合のお店や
サービスを使うこと
↓
組合員が行う



【運営】
組織を
動かしていくこと
↓
組合員が行う

Ⅲ. 生協の組織

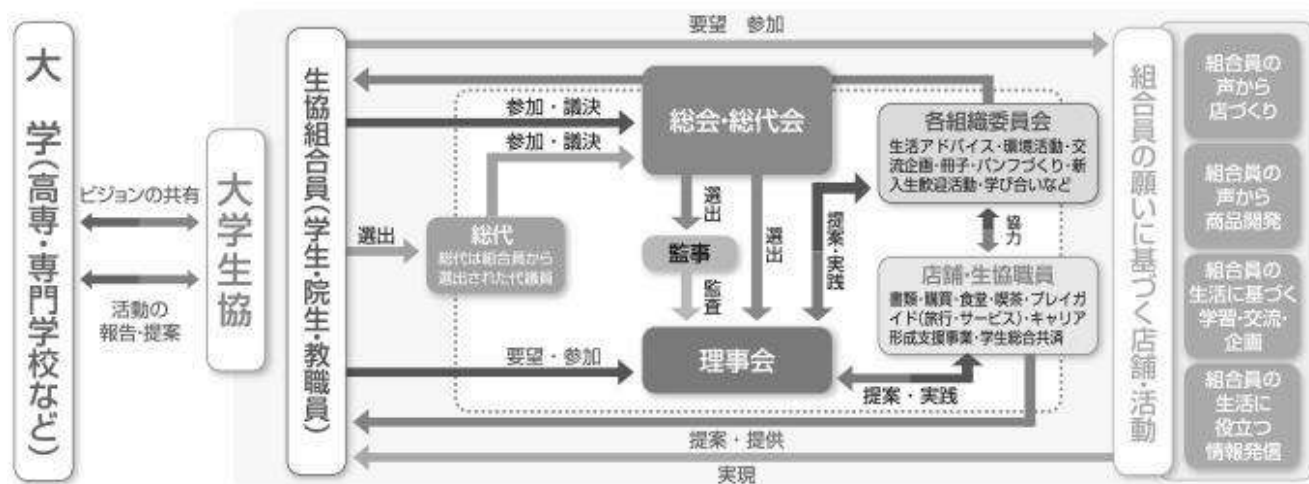
● 生協の仕組みはなぜ必要か

生協は組合員が運営するものですが、人数が多くなると、あらゆる事項を全員で集まって相談して決めたり、さまざまな業務を組合員だけで分担して実行したりするのは難しくなります。そこで、意思決定に責任を持つ係を決めたり、組合員が生協運営に参加できたりする「仕組み」が必要になりますし、決めたことを実行するための「仕組み」が必要になります。生協の仕組みの大枠は生協法で定められており、具体的には、生協法に沿って個々の生協が定める定款（ていかん）・規約などによります。

● 生協の仕組み

生協の最高議決機関を総会（または、総代会）といいます。最高議決機関とは、今後1年間における生協の活動の大枠を決める場となっています。つまり、そこで決定されたことに基づいて1年間の活動をしていくため、「最高」の意思決定権を有する場となっています。組合員数が500名以上の場合には、組合員の中から総代を選出し総代会を開くことができます。総代会制をとる生協の最高議決機関は総代会になります。総（代）会では定款で定められているとおり、その生協の一年間の事業報告・決算と事業計画・予算を決定するほか、理事・監事という役員を選出します。総（代）会で選出された理事で構成される理事会は総（代）会で決定した事業計画に基づいて日常的な生協の運営を行います。

総（代）会で選出された監事は、理事会の日常活動が定款や総（代）会決定に基づいて正しく行われているかなどをチェックします。理事会で決定されたさまざまな組織活動・事業活動を具体的に実践していくときに、重要な役割を担っているのが組織委員会や生協職員です。



IV. 総(代)会

● 総(代)会は生協の最高議決機関

総(代)会は生協の意思決定のための最高議決機関です。事業年度に1回以上開催することが生協法や定款で決められており、定期的に行われる総(代)会を通常総(代)会といいます。通常総(代)会では、過去1年間の事業報告と決算の承認、新年度の事業計画・予算の決定や、生協を運営する役員(理事・監事)の選出などを行います。

また、通常総(代)会のほかに、理事会が必要と認めた場合や、所定の人数以上の総代(総会制の場合は組合員)が開催を求めた場合などは、臨時総(代)会を開くことができます。また、定款に定める特別な事態が生じたとき、監事が招集することもあります。

● 総(代)会を成功させるために

総(代)会の招集や当日の運営は生協法や定款および規約に定められた方法で行う必要があります。年1回の会議をルールに沿って正確に運営することは、生協法や定款および規約を遵守して生協を民主的に運営する上で重要であり、手続を重んじる会議運営のあり方を総代等が学生時代に経験できることも、大学生協が果たすことができる役割の一つです。

しかし、せっかく時間を割いて総(代)会に参加してもらうわけですから、必要な手続を守りながら、参加者が「参加してよかった」「生協の運営に私も参画している」と実感できるような運営を心がける必要があります。専務理事や学生委員長が「形式的に成立させさえすればいい」と考えていたり、議案提案にあたり議案書に書いてあることを長時間かけて読み上げたりするような運営をしていると、「総(代)会はつまらない」という印象につながり、参加者が減り続けることにもなりかねません。

多くの会員生協では、総(代)会への総代・組合員の参加を増やし、たくさんの声を反映できるように、さまざまな工夫をしています。ダイジェスト版の議案書を作成して、事前に総代・組合員に配ったり、その議案を事前の総代会議や総代交流会で議論したりすることを大切にしている会員生協もあります。さらに、総(代)会当日の運営にあたり、パワーポイントなどを使って分かりやすく報告・提案したり、理事会を代表して学生委員長が学生に伝わりやすい言葉で報告・提案したり、小グループを作って討論しやすくするなど、楽しく、参加しやすい雰囲気作りをしている生協もあります。総(代)会で決定したことや決定の過程で出てきたさまざまな意見を、参加できなかった総代・組合員に分かりやすく、詳しく知らせていくことも大切です。(詳しくは、総代活動事例集をご覧ください。)

● 総(代)会と理事会

総(代)会は、総代・組合員とともに、これからの生協の方向性を決めていく場であるとともに、今後1

年間の日常的な運営を委任する役員の選出も行います。ですから、昨年決めた事業方針にしたがって、どのように事業を運営してきたかを、昨年選出した役員（理事会）に報告させて（理事会の仕事ぶりの評価と、理事会による報告内容の妥当性については、監事が監査報告書で総代・組合員に報告します）、これを総代・組合員が確認する場でもあります。理事会を主語にすれば、1年間の業務の執行状況を報告し（知っていただき）、総代・組合員に承認いただく（とともに、足りないところ、強めるところを浮き上がらせる）場になります。※理事会に関することをもっと知りたい場合については、別途発行している「理事会ハンドブック」をご覧ください。

◆コラム：ひとことカードだけじゃだめなの？

総(代)会は、いわゆる「ひとことカード」とは異なり、組合員同士、それから理事がお互いに顔を突き合わせ、議案について話し合った上で議決することに意味があります。総(代)会の目指すところはただ「議案を議決すること」だけではなく、議案に組合員の生活実態を取り入れて深め、「より良い大学生活を実現するにはどうすればよいか考え、みんなで決定する」ところにあります。

大学では学部生の他に、院生・留学生・教職員といった様々な生活実態を持つ組合員が生活しています。さらに言えば、学部生の中でも文系の学部と理系の学部では全然生活実態が違うでしょうし、自宅生か下宿生かでも生活実態は変わってくるはずです。生活実態が異なれば、大学や大学生協に求めるものも変わってきます。そうした様々な生活実態を持つ組合員が一堂に会し、自らの生活実態に基づく意見を述べ、同時に他者の生活実態に理解を示すことにより、学内の全ての組合員にとってのより良い大学生活をつくり出すこと、それが総(代)会の目指すところなのです。これは、書面議決書で一方向的に意見するだけでは実現しません。

よって、総(代)会の目的は「より良い大学生活を実現するにはどうすればよいか考え、みんなで決定すること」であり、そのために「組合員（総代）同士の話し合い」が必要であることがわかると思います。

V. 総代

● 総代は組合員の代表

総代は生協の最高議決機関である総代会に出席し、生協の方針の決定に参加します。総代は日常的に組合員の声・要望を生協運営に反映させ、また総代会や理事会の方針を組合員に伝える役割を持っています。

総代に関して必ず整えなければならないことは、「組合員が総代になろうとしたときに、その機会が保障されること」です。総代立候補受付の公告を行い、そのことに関心を持つ組合員が希望すれば立候補できる方法が備わっていないとなりません。総代が定款や総代選挙規約に基づかないで就任していた場合、その状態や程度によっては、総代会の有効性まで否定されかねません。また、総代は全学の幅広い構成員から選出されることが期待されます。総代は学部・クラス・職場等の単位を基盤として理事会が定めた選挙区から選ばれるのが普通です。

総代活動を進めていく上で重要なことは、一人ひとりの思いや意見を大切にしていって取り組むことです。日常的に総代を対象とする会議を設けて「総代の思いを実現する場」・「実現のためのつながりを広げる場」としたり、総代に意識的に情報を届けたりするなどの方法があります。学生委員会や店舗等で何らかの催しや新学期活動等を進める際に、意識的に総代にも呼びかけてみることも有益です。これらの活動にかかわり、コミュニティを充実させていく主体として活躍することで、もっとこの集団で何かやってみようという意欲が高まっていきます。

◇コラム：どうして総(代)会を開かないといけないの？

大学生協は少なくとも年に一回、総(代)会を開かなくてはならないということが「生協法」という法律で定められています。また、「どのように総(代)会を運営するのか」ということが、各生協の「総(代)会運営規約」や「定款」に定められているのです。

「定められているからやらなくちゃいけないなんて、面倒だなあ」と思った人もいるかもしれませんが、しかしこれらのルールは、生協の理念をもとに「生協が生協らしくあるように」と、生協を設立した人たちの思い²が込められたものなのです。

このように、「総(代)会を開かなくてはならないと法律に定められているからしなければいけない」ということは間違いではありませんが、その根本には「生協が生協らしく、組合員の運営参加によって活動」できるように、という思いが込められているのです。素敵なことだと思いませんか？

² 生協は組合員による民主的運営が原則です。これは限られた一部の人たちだけで運営してはならない、ということですから、これを守るために「年に一回、総代会を開く」などの最低限のルールを決めています。最低限のルールに過ぎませんから、これを守っただけで自動的に民主的な運営になるわけではありません。これらのルールを守ったうえで、真に民主的になるように、それぞれの生協で工夫を凝らすことが大切です。

第2章

総(代)会と総代活動

●本章でおさえてほしいポイント

- ✓ 年間を通じた総代とのかかわりが、組合員のよりよい生活を目指すうえで大切と知る。
➡「大学生協があってよかった」「総代になってよかった」と感じてもらうためには？
- ✓ 総代活動を進めるうえで、「いつ・誰が・どのように・なにを・なぜ」するのかがわかる。
 - ➡10-12月期：学習会の実施&計画を立てよう！
 - ➡1-3月期：新入生に知らせよう！
 - ➡4-5月期：総代集め・議案書ダイジェスト・総代交流会/説明会に取り組もう！
 - ➡6月以降：大学・組合員に報告をしよう！その後も総代とつながり続けよう！

これから総(代)会を作っていくみなさんは、まず初めに「何から考えればいいのか」という疑問にぶつかると思います。この章では、いつ、どんなことを、どのようにして総(代)会や総代活動を行っていかばいいのかを、モデルスケジュールをもとに説明します。

総(代)会と総代活動(年間を通じた総代とのかかわり)

総(代)会は生協の運営に関わる重要事項を決定する最高の意思決定機関であり、生協法上でも事業年度ごとに通常総(代)会を開催することが求められている「やらなければいけない会議」である一方、**総代・組合員の多くが集まり、実現していききたい生活・大学生協の姿を直接話し合うことができる場**でもあります。また、総(代)会を軸として総代をはじめとした組合員と日常的に関わり、ひとりひとりの組合員が要望・生活実感を大学生協の場で伝えあうことは、すべての組合員にとって魅力ある事業と組織をつくっていくことにつながります。組合員の代表である総代を中心に、大学生協に関わる機会を増やしていくことが**総代活動**です。

● 総代活動とは

総代と共に取り組む活動を一般的に総代活動と言います。ここで注意したいのは「総代活動の目的」は「総代と一緒に活動すること」ではないということです。「一緒に活動することを通して、**自分たちの手で大学生協の事業や活動を、大学生活をより良くするものにしていくこと**」が総代活動の目的であると言えます。組合員の代表である**総代が、日常的に生協の運営へと参加できる機会や場をいかに生み出すことができるかが、より良い大学生活・より魅力的な大学生協に繋がるポイント**となっています。

総代を選出していない「総会制」の生協も、総代にこだわることなく「組合員が運営に参加できる」ことを意識するだけで、同じように取り組みを行うことができます。

● やりがい

総代活動を進めていく上で、総代一人ひとりの想いや意見を大切にしながら取り組むことはもちろんですが、継続して活動していくためには総代にとっても「楽しさ」や「やりがい」が必要です。試食会や商品選定を例に出すと、アンケートのようにただ意見を集約するだけではなく、商品のポップを一緒に作ったり、選定した商品の売れ行きや組合員の反応を総代にフィードバックしたり、**総代が「もっと生協の運営に参加したい」「もっと何かやってみたい」と思えるような仕組みを作っていきます**。

総代を取り組みに巻き込むことができたなら、次は店舗運営や組合員活動のさまざまな場面での関わりを考え、総代が活躍できる機会を少しずつ増やしていきます。総代の役割は総代会への出席だけではありません。日常的な運営参加がなされることで、組合員にとってより魅力ある大学生協となっていきます。また、学生委員会といっしょに組合員へのはたらきかけをしてくれる仲間が増えていくことにもつながります。まずは上記のような取り組みを定期的に行うこと、そしてその情報を総代と組合員にしっかり伝えていくことから始めてみましょう。

✍️コラム：総(代)会を「生協の姿を学内外に印象付ける機会」に

—— 組合員だけでなく、大学にも大学生協の存在をアピールするチャンス

次のような工夫をして、総(代)会という機会を効果的に活用している生協があります。

- A生協では、「過去1年間で理事会が悩んだ上に判断したこと」・「組合員や大学関係者から寄せられた重要な質問への理事会の見解」等を、総代会に書面で報告し、その結果を総代や大学関係者に1年に1回紹介しています。このなかに、「生協が大学から施設使用料を請求されないのはなぜですか」・「自動販売機の事業からあがる収益をどのように活用していますか」などの質問と理事会の見解も掲載して、新しく着任した大学執行部・部課長等にもこの見解を知らせています。
- B生協では、総代会の途中で試食会・展示会・店舗責任者との懇談会等の時間を設け、総代会に参加した総代が、生協の魅力を実感したり役職員との距離感を縮めたりできるように努力しています。
- C生協では、総代会後に総代会の議案書に若干修正を加え、当日の質疑や交流等の様子も含めて「総代会報告書」を作成し、理事長・学生委員長らが学長・部局長等を訪問して報告したり、1年間を通じて生協を紹介する冊子として活用したりしています。

総(代)会モデルスケジュールについて

● 総(代)会モデルスケジュールとは？

通常5月に行われる総(代)会を軸として、年間を通した総代かわり及び、総(代)会の準備を「いつ・誰が・どのように・なにを・なぜ」するのかを計画するうえで参考にさせていただきたいスケジュールです。

● 総(代)会モデルスケジュールの活用方法

①総代活動・総(代)会準備の計画作りの参考に

この後の内容で詳しく説明しますが、年間を通した総代とのかかわりを進めるにあたって、今年度は何を目標に総代活動をするのか、いつ・なにをするのかといった計画を立てておくことがポイントになります。次ページからの見開きページでは、どの時期に何をやる必要があるのかを、いくつかのポイントに分けてロードマップとして紹介をしています。自生協で計画を作るにあたっての参考にしてください。

②学生委員会と生協職員と一緒に総代活動・総(代)会の準備を進めるうえでのチェックリストに

①で立てた計画に沿って、準備が進められているか、準備に抜け漏れがないかなどを、学生委員会と生協職員が点検・確認する際にも、このモデルスケジュールと、モデルスケジュールに合わせた解説を活用してください。

※あくまでモデルスケジュールなので、自生協の現状や予定と照らし合わせながら、自生協の「モデルスケジュール」を建てることをオススメします！

● 総(代)会モデルスケジュールの見方

①モデルスケジュールを見て、全体像をつかむ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総(代)会準備	総(代)会準備委員会設置 総(代)会準備委員会活動開始	総(代)会準備委員会活動継続 総(代)会準備委員会活動継続	総(代)会準備委員会活動継続 総(代)会準備委員会活動継続	総(代)会準備委員会活動継続 総(代)会準備委員会活動継続	総(代)会準備委員会活動継続 総(代)会準備委員会活動継続	総(代)会準備委員会活動継続 総(代)会準備委員会活動継続
総(代)会開催		総(代)会開催				
総(代)会後処理						

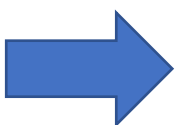
②具体的に何をすればいいの、解説を読む

総(代)会モデルスケジュール【10月～12月】

● 総(代)会に関する学習会の実施【理事会・総代活動】
 活動に取り組む」とは、そもそも総(代)会がどういった位置づけの会議なのか、大学生協にとってなぜ大切なのか、そして総(代)会を通してどのようなことが実現できるか(どんな可能性を秘めているのか)、活動に取り組む学生委員自身が理解していないと、良い活動には繋がりません。専任や総(代)会担当の学生委員を中心に、学生委員会または理事会内で学習会を実施しましょう！学習の際は、このハンドブックを活用したり、ブロックの担当事務局長に相談したりしましょう！
 また、今後総代活動を進捗していくにあたって、学生委員が実際に生協活動や理事会の場で、自分の生活の実感から意見を述べる機会を作ることができると、「総代活動」のイメージについて、実感をもちながら深められそうです。

● 次年度総(代)会の目標・計画の設定【理事会・総代活動】
 総(代)会について理解すれば、総(代)会が「組合員の運営参加」を実現するチャンスだ」と気づく人もいるかと思いますが、ここで大切にしてほしいことは、「総(代)会を無事に終えること」何事もなく議事を可決すること」を目的に活動しないことです。大学生協として、学生委員として、この総(代)会を通して何を達成するのか、目標をもって取り組んでください。例えば、「生協が組合員によって運営されていることを実感してもらい、今後の運営参加につなげる」「総代と一緒に活動するきっかけを作る」など、議事の採決だけでなく、周遊や目標をもちましょう！
 また、あわせて総(代)会や総代活動をいつ・何を・誰が・どのようにに「なぜ」するのかといったことも、10-12月のうちに計画しておくことが望ましいです。総(代)会準備や総代活動は、多くの場合新学期活動と並行して進めることになります。年が明けてからは、新学期活動がより本格化し総(代)会の準備が促されるようになります。よりよい総(代)会・総代活動のためにも、早めから準備の計画を立てていきましょう。
 目標や計画の設定にあたっては、昨年度までの総(代)会や総代活動であった課題や申し送り事項なども参考にしながら、進めることもおススメします！

● 現総代とのつながり・交流の機会の位置づけ【総代活動・総代集め】
 現総代とのつながり(連絡先・LINE・サブチャット等)がある場合は、総代交流会などを位置づけ、総代活動のやりがいを感じてもらうように取り組まましょう。また、この時期には来年度の総(代)会に向けて、継続して総代を行ってもらえるよう呼びかけを伺いましょう。前述したように、総(代)会限りの関係ではなく、「総代になってよかった」と思えるようなやりがいを感じてもらうことが継続のポイントになりますし、その分だけ自分たちの手で生協をつくり、よりよい生活を自分たちの手でつくることにつながります。



総(代)会・総代活動モデルスケジュール(例)

※自生協の新学期活動のスケジュールと照らし合わせながら、
計画的に進めましょう！

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
理事会	本ハンドブックを活用した学習会 ・ 次年度総(代)会の目標・計画の設定				★3月末までに議決すること <input type="checkbox"/> 総代の選挙区・定数 <input type="checkbox"/> 総代選挙管理委員任命 <input type="checkbox"/> 役員選挙区・定数 <input type="checkbox"/> 役員選挙管理委員任命 <input type="checkbox"/> 剰余金処分の方針協議 <input type="checkbox"/> 役員推薦 (必要に応じ)	
総代活動	本ハンドブックを活用した学習会 ・ 次年度総(代)会の目標・計画の設定			次年度総代活動の検討		
	現総代とのつながる・交流の機会を位置付ける (総代交流会etc)					
総代集め	現総代に次年度の総代立候補のお願い					
	新学期活動で総(代)会・総代について知らせる					
活動方針・議案書	議案検討会議・ 全国総会等への参加 (自生協の現状と照らし合わせる)			事業年度終了・決算		
	事業計画・活動方針の 策定・議論					
その他	定款変更が必要な場合、事前に理事会での協議・行政庁との調整・内諾を済ませる。					

4月	5月	6月	7月	8月	9月
----	----	----	----	----	----

- ★ 4月末までに議決すること**
- 総代会の招集通知の内容
 - 事業報告書・決算関係書類
これらの附属明細書を承認
 - その他の総代会議案
 - 役員推薦（必要に応じ）
 - 総代会直後の理事会への
申し送り事項（必要に応じ）

- ★ 第1回理事会で議決すること**
- 代表理事の選定
 - 理事長・専務等の互選
 - 代行順位の決定
 - 理事の報酬の決定
 - 必要なら短期借入金の上
限額の決定

理事会ハンドブックを
活用した理事監事学習会

総(代)会振り返り

総(代)会前後の取り組みの準備

事前の総代交流会の実施

事後の総代交流会の実施

総(代)会当日の
交流の機会の位置づけ

新総代とのつながる・交流の機会を
位置付ける(総代交流会etc)

総(代)会招集通知の
発送(実施10日前まで)

総代の出席確認・
書面議決書の回収

総代候補者受付期間
(立候補届の提出)

4月理事会までに
事業計画・活動方針の
議決

議案説明会の実施

議案書ダイジェストの作成・配布

- ★ 総(代)会当日に向けた諸準備**
- 議長・議事運営委員・書記等の役割分担の決定
 - 議案書の印刷・発送 議事録の準備

- ★ 総(代)会後に行うこと**
- 総代会議事録・第1回理事会議事録の作成
 - 役員選挙結果の公告
 - 行政庁への書類提出(5月末まで)
 - 組合員や大学・学長への実施報告及び
懇談の位置づけ
 - その他、役員の変更登記、定款変更をした場合は
認可申請及び変更登記等

- ★ 監事が行うこと**
- 事業報告書・総(代)会議案等の確認・調査
 - 4月監事会での監査・監査報告書の作成
 - 総(代)会当日に特定監事から監査報告

総(代)会モデルスケジュール[10月~12月]

● 総(代)会に関する学習会の実施【理事会・総代活動】

活動に取り組もう！とはいっても、そもそも総(代)会がどういった位置づけの会議なのか、大学生協にとってなぜ大切なのか、そして総(代)会を通してどのようなことが実現できるか(どんな可能性を秘めているのか)、活動に取り組む学生委員自身が理解していないと、良い活動には繋がりません。専務や総(代)会担当の学生委員を中心に、学生委員会または理事会内で学習会を実施しましょう！学習の際は、このハンドブックを活用したり、ブロックの担当事務局の人に相談したりしましょう！

また、今後総代活動を運営していくにあたって、学生委員が実際に生協店舗や理事会の場面で、自分の生活の実感から意見を述べる機会を作ることができると、「総代活動」のイメージについて、実感をもちながら深められるでしょう。

● 次年度総(代)会の目標・計画の設定【理事会・総代活動】

総(代)会について理解すれば、総(代)会が「組合員の運営参加」を実現するチャンスだ！と気づく人もいるかと思います。ここで大切にしてほしいことは、「総(代)会を無事に終えること＝何事もなく議案を可決すること」を目的に活動しないということです。大学生協として、学生委員として、この総(代)会を通して何を実現するのか、目標をもって取り組んでください。例えば、「生協が組合員によって運営されていることを実感してもらい、今後の運営参加につなげる」「総代と一緒に活動するきっかけを作る」など、議案の採決だけで終わらない、展望や目標をもちましょう！

また、あわせて総代会や総代活動を「いつ・何を・誰が・どのように・なぜ」するのかといったことも、10～12月のうちに計画をしておくことが望ましいです。総(代)会準備や総代活動は、多くの場合新学期活動と並行して進めることとなります。年が明けてからは、新学期活動がより本格化し総(代)会の準備が後回しになりがちです。よりよい総(代)会・総代活動のためにも、早期から準備の計画を立てておきましょう。

目標や計画の設定にあたっては、昨年度までの総(代)会や総代活動であがった課題や申し送り事項なども参考にしながら、進めることをおすすめします！

● 現総代とのつながり・交流の機会の位置づけ【総代活動・総代集め】

現総代とのつながる手段(連絡先・LINE オープンチャット等)がある場合は、総代交流会などを位置付け、総代活動のやりがいを感じてもらえるように取り組みましょう。また、この時期からは次年度の総(代)会に向けて、継続して総代を行ってもらえるよう呼びかけも行いましょう。前述したように、総(代)会限りの関係ではなく、「総代になってよかった」と思えるようなやりがいを感じてもらえることが継続のポイントになりますし、その分だけ自分たちの手で生協をつくり、よりよい生活を自分たちの手でつくることにつながります。

● 議案検討会議・全国総会等への参加【活動方針・議案書】

ひょっとしたら「総(代)会や活動方針・議案書と何の関係あるのだ?」と思った人もいるかもしれませんが。全国大学生協連に加入している全国の大学生協の1つひとつは経済事業組織として決して大きくないため、おたがいに協力し合うことで事業の構築や商品の開発をし、方針や経験を学んできました。その中で、全国総会ではその年の「全国の大学生協の活動方針(以下、全国方針)」を議決しています。これは、私たち大学生協の仲間にとっての共通言語であり、大学生協の「運動体(組織)」と「事業体(経営)」に共通する指針であり、全国の仲間と到達点を確認することで、自生協の到達点を把握するものであります。つまり、**総(代)会で議決する議案書の事業計画・活動方針を作成するうえでの1つの指標となります。**

全国の仲間でもって目指す方向性を確認することで、大学生協グループ全体で目指したい未来を実現することができます。そして、共通言語としての全国方針を共有し、それぞれが意識することで、大学生協同士の連帯活動はより一層強まります。全国の大学生協同士が学び合い・励まし合い・支え合うためにも、全国方針も活用し、自生協の事業計画・活動方針をつくることが望ましいです。

毎年12月中旬に行われる「全国総会」では例年の場合、全国方針の議決や全国方針に沿った各生協での実践例を学びあい、全国方針の理解を深めることができます。10月～11月に行われる議案検討会議では、全国方針案について、各生協の現状や到達をもとに協議を行い、より各生協の現状に沿った方針作成につなげています。特に各生協の専務理事と学生委員長は、その生協の代表として、組合員や活動の到達点を代弁する役割と、全国方針を受けて、どのように自生協で具体化をするのかを各生協でリードする役割が求められます。

総(代)会モデルスケジュール[1月~3月]

● 次年度総代活動の検討【総代活動】

10~12月に設定した計画や目標を踏まえて、どのような総代活動を行うか検討をしましょう。また、この時期におおまかなスケジュールや内容が決まると、後述する新学期活動の中で、より具体的に総代活動のことを新入生に知らせることができます。

● 新学期活動で総(代)会・総代活動について知らせる【総代集め】

多くの生協で新学期活動が(未来の)組合員とつながる最初の機会になっています。1人でも多くの新入生が私たちの仲間になるよう加入活動やつながり交流する機会が多く設けられていますが、その際に総(代)会・総代活動についても知らせましょう。知らせることで、①大学生協が組合員のよりよい生活のために自分たちの手でつながり、生協をつくっていることの本質的な理解につながります②総(代)会や総代活動のイメージをもってもらい、新入生総代の獲得につながります。また、決まっている場合は総(代)会や総代交流会の日程もあわせてお知らせをすることで、より多くの参加につなげることもできるでしょう。

知らせる方法はチラシの配布や入学準備説明会・新入生歓迎会での説明、SNSでの広報など様々にあります。また、現総代とつながりを持っている生協では、新入生歓迎会のグループリーダーや先輩と話す機会でも、総代にそのお手伝いをお願いしている事例もあります。

● 事業計画・活動方針の策定・議論【総代活動】

大学生協では、2月が事業年度の終了となっています。各生協の定款によって、毎事業年度終了の日から3か月以内に総(代)会を招集しなければならないと定められています。そのため、次年度の方針をこの時期から考え始め、5月の総(代)会で提案をする必要があります。

策定にあたって、10~12月で前述した全国方針も参考にしながら、これまでの自生協の到達点や成果課題をもとに、次年度何をを目指すのかを考えましょう。専務理事と学生委員長での打ち合わせはもちろん、より組合員の現状を反映した方針をつくるにあたって、理事会や学生委員会の部会など、様々な場面で、様々な人と議論を重ねることが大切です。

具体的な例としては、「理事と協議するために、作成した議案を理事会に諮る。」「学生委員会と共に議案作成を行う」「組合員を対象に議案に対するアンケートを取る」「総代と議案検討会議を行う」「大学と議案執筆段階のものを提案/協議する」などを推奨します。このような場を設けることで、作り手としては、作成段階の議案が組合員の現状に沿っているのか確認でき、聞き手としては、次年度目指す方向の中で自分が果たす役割を考えられます。また、このような場を設けることができなくとも、議案の中に組合員の声や生活実態が含まれていることを明記し、組合員が大学生協の主体者となるような議案作成をしていきましょう。

● 3月末までに理事会で議決すること【理事会】*1

□総代の選挙区・定数

- ➡定数は幅の設定のない確定値です。選挙区ごとの定数の合計を定款の定め範囲内にします。
※定数 100～120」等と決めるのは誤りです。

□総代選挙管理委員任命

- ➡理事長は、理事会の承認を得て、総代選挙管理委員を任命します(総代選挙規約第3条)。理事会議事録にも記録を残しておきます。総代選挙管理委員は、組合員(役員を含む)の中から任命します。総代選挙管理委員(現役員も)は、総代に立候補することはできません(総代選挙規約第4条)ので、注意しましょう。

□役員選挙区・定数

- ➡定款で定めているのは「定数として定めることのできる人数の範囲」ですので、この範囲内の確定数を決めなければなりません(役員選挙規約第2条)。
※「理事 20～25、監事 3～5」等とするのは誤りです。

□役員選挙管理委員任命

- ➡理事長は、理事会の承認(規約で「指名」としている生協もあります)を得て、役員選挙管理委員を任命します(役員選挙規約第4条または5条)。理事会議事録にも記録を残しておきます。役員選挙管理委員は、組合員(役員を含む)の中から任命します。役員選挙管理委員は、役員に立候補することはできません(役員選挙規約第5条または7条)ので、注意しましょう。

□剰余金処分の方針協議

□役員推薦(必要に応じ)

その他、招集通知および総代会議案書を電磁的方法で提供するかどうかを検討しましょう。

*1: チェックリストの中で「○○規約▲条」というのは、大学生協連が作成した「規約の参考例」の条番号なので、各生協がお持ちのものと条番号やその内容が異なる場合があります。必ず各生協がお持ちの定款や規約で内容を確認してください。

● 定款変更が必要な場合、事前に理事会での協議・行政庁との調整・内諾を済

ませる【その他】

総(代)会モデルスケジュール[4月~5月]

● 事前・事後及び当日の総代交流会の実施【総代活動】

総代が継続的に大学生協の運営に参加することができるように、総代が大学生協の運営に参加できる場面を設け、やりがいを実感できる機会を創出していくことが大切です。電磁的方法で総(代)会を実施する場合、総(代)会以外の場面でも総代が集う場を設けることが望ましいでしょう。

また、総代交流会は組合員のコミュニティづくりにもつながります。まずは総代同士がつながりあい、生活実感を語り合える場作りから始めてみましょう。また組織委員もひとりの組合員として総代交流会に参加し、日頃の生活実感と願いを出し合う中で学生と職員とともに大学生協の取り組みを考える機会としましょう。

● 総代立候補～総代の出席確認・書面議決書の回収【総代集め】*2

□総代候補者受付期間

総代選挙管理委員で総代選挙管理委員会を開き、委員長を互選し、総代選挙の必要事項を決め、選挙の公告を行います。総代選挙管理委員は委員会を開催して、1)総代選挙管理委員長1人の互選 2)候補者の受付期間・受付方法の決定(電磁的方法で受け付けるときはその具体的方法) 3)投票の期日・場所・方法の決定 等を行います。

それによって、総代候補者の受付いわゆる「総代集め」がスタートします。候補者受付の結果を受けて、投票に関する公告(投票を行う場合)、必要なら受付期間の延長の公告等を行います。候補者が定数を越えた選挙区では、公告した方法で投票を実施します。総代数が定款の定める下限数を満たすよう、最大限、選出に努めます。結果として下限数に満たない場合は、総代会を開催するには総代の下限数の半数以上の出席が必要です。

□総代招集通知の発送※総(代)会実施の10日前までに

総(代)会の招集にあたっては、以下の内容を理事会で議決する必要があります。

- ア) 総代会の日時及び場所
- イ) 総代会の目的である事項(議題)
- ウ) 書面議決書の提出期限(総代会運営規約第3条(または2条)で「総代会開会まで」と決めている)
- エ) 書面議決書に賛否の記載がない場合の取扱い(「保留」等)
- オ) 代理人の代理権証明方法(定款で委任状(代理権を称する書面)を組合に提出と決めている)及び代理できる人数(総代会制は2人まで、総会制は9人までと決めている)

※総代会の招集通知には、上記の事項をもれなく記載しなければなりません。招集通知には以下も同封します。

- ア) 総代会招集通知(必須)(この招集通知自体を理事会で議決確認することを推奨)

- イ) 事業報告書・決算関係書類・監査報告書（以上は義務）
- ウ) 事業報告書の附属明細書・決算関係書類の附属明細書（推奨します。事務所に備え置くのみも可）
- エ) 書面議決書・役員投票用紙・役員投票用紙を封入するための封筒（推奨します。実出席できない総代から回収します）
- オ) 回収用の封筒（任意ですが エ を回収するために実務上必要であれば同封します）
- カ) 委任状（任意です。「委任状が必要な方は生協事務所にご請求ください」等で足ります）
- キ) 議案・役員候補者名簿（必須です。書面議決書・役員投票用紙を活用する際には前提となります）

※総代会開催の公告（資料11）は、法令・定款による義務ではありません（役員選挙規約で「役員選挙の公告は、通常総会開催の公告の1週間前までに…」等を決めている生協では義務です）が、総代以外の組合員にも総代会の開催に関する情報を開示する上で有益です。

必要に応じて委任状の書式を総代・組合員に提供します。また、「書面議決書」と「役員投票用紙」「投票用紙を入れる封筒」を提供します。（定款に定めがない限り電磁的方法で議決権・選挙権の行使はできません）

□総代の出席確認

招集通知を発したら、理事・組織委員・生協職員等で分担して総代の出席確認を行います。総代ご本人に出席いただくのが基本ですが、どうしても無理な総代からは、必要事項を記入した「書面議決書」と、必要事項を記入した「役員投票用紙（無記名）が封入された記名封筒」の2つを回収します。

なお、「出席の可否に関わらず、全員が書面議決書の提出を」等の呼びかけは、書面出席を前提とした手続きと行政庁に認識され、指導の対象となることがあります。（例えば、感染症の流行等に対処するため等の合理的な理由が必要です）

*2:チェックリストの中で「○○規約▲条」というのは、大学生協連が作成した「規約の参考例」の条番号なので、各生協がお持ちのものと条番号やその内容が異なる場合があります。必ず各生協がお持ちの定款や規約で内容を確認してください。

● 議案書ダイジェスト・議案説明会の実施【活動方針・議案書】

議案書の完成にあわせて、議案書の内容を総代により理解してもらえよう「議案書ダイジェスト」に取り組んでみましょう。民主的に、誰もが納得して総代が議決に参加することは、健全な総(代)会運営を行うにあたって大切なポイントになります。

また、前述した事前の総代交流会にあわせて、議案の説明を事前に行い、総代から意見を募る取り組みをしている生協もあります。

● 4月末までに理事会で議決すること【理事会】

- 総代会の招集通知の内容
- 事業報告書・決算関係書類
- これらの附属明細書を承認
- その他の総代会議案
- 役員の推薦(必要に応じ)
- 総代会直後の理事会への申し送り事項(必要に応じ)

● 総(代)会当日に向けた諸準備【その他】

- 議長・議事運営委員・書記等の役割分担の決定
- 議案書の印刷・発送
- 議事録の準備

● 監事が行うこと【その他】

- 事業報告書・総(代)会議案等の確認・調査
- 4月監事会での監査・監査報告書の作成
- 総(代)会当日に監事から監査報告

総(代)会モデルスケジュール[総(代)会終了後]

● 新総代とつながる・交流の機会を位置付ける【総代活動】

総(代)会が終わった後なにも関わりをもたないのは、「組合員の運営参加」につながらず、総(代)会も議案を採決するだけの場となってしまいます。総代や組合員の意見を引き続き聞き取る場を設けたり、POPの作成などの総代活動を通じて大学生協の運営に携わっていることを実感してもらったりすることで、より活発な議論につながり、「大学生協はわたしたちが運営しているんだ!」と実感してもらうことができるでしょう。

● 理事会ハンドブックを活用した理事監事学習会【理事会】

総(代)会で議決されることで、新しい役員の体制(理事・監事)による理事会がスタートします。理事会は、総(代)会が定めたルールや計画にもとづき、生協の重要な意思決定を行うほか、業務執行の内容や方法(だれにどのようなルールで行わせるか含む)を決めます。そのなかで、**新任の理事・監事がそれぞれの役割や責任を理解して、理事会に臨むことができるよう**、別途発信されている「理事会ハンドブック」を活用した理事・監事学習会を位置付けましょう。

● 総(代)会振り返り【理事会】

年間を通じて総代とはかかわっていきますが、総(代)会が終わってひと段落したところで、振り返りを行いよかったところや、次年度に向けて申し送るべき課題などを洗い出し、よりよい総(代)会運営につなげましょう。学生委員会の場合、総括や本ハンドブックを次世代に引き継ぐ準備もできるとよいでしょう。

● 総(代)会後に行うこと【その他】

総代会議事録・第1回理事会議事録の作成

役員選挙結果の公告

行政庁への書類提出(5月末まで)

その他、役員の変更登記、定款変更をした場合は認可申請及び変更登記等

大学・学長への実施報告及び懇談の位置づけ

総会・総代会で決まった方針は組合員自身が目指すべき方向性です。それらを組合員へ報告することは、大学生協の利用や運営参加を呼び掛ける機会となり、大学へ報告することは、協力関係を維持発展させ大学生協の難局を乗り越えるうえでも重要になると考えられます。総会・総代会を軸として大学生協の運営を行い、また大学とのパートナーシップを築いて事業を行うために、総会・総代会の終了後に

は組合員と大学への報告を位置付けましょう。

大学への報告は、専務理事と組織委員長での学長訪問・懇談会などを行きましょう。その際には大学生協の厳しさだけでなく、組合員の生活実態をありありと伝えながら大学生協の今年度の方針を提案することや、大学生協が組合員との関係で頑張れたことを率直に伝えることが理想的です。総会・総代会の中で出し合った組合員の生活実態や、学生生活実態調査や組合員アンケートの結果も積極的に活用しましょう。

そのうえで、大学生協の日常的な執行機関である理事会では総会・総代会で議決されたことや持ち寄られた組合員の意見を理事会全体で確認し、1年間の理事会運営に反映させましょう。

よりよい総(代)会・総代活動へのポイント

● 学生・職員が一緒に進めよう！

総(代)会や総代活動を行っていくにあたり、**生協職員と一緒に活動していくことはとても重要です。**

総(代)会と関連する活動を強めていくことは組合員の運営参加を強めていくことであり、多様な要望・生活実感を反映できるようにしていくことにつながりますが、組合員の運営参加によって「すべての組合員にとって魅力ある大学生協をつくりたい」と思っているのは学生だけではありません。生協職員のみなさんも日々の業務での組合員との関わりで「すべての組合員にとって魅力ある大学生協をつくりたい」と感じているはずです。

生協職員だからこそできること、学生だからこそできること、協力することでもっと良くなることがあります。学生と職員がいっしょにつくる大学生協を目指していきましょう。

生協職員といっしょに目標や活動を考える中で、「大学生協をもっと良くしたい!」「もっと組合員の生活をサポートしたい!」といった生協職員の熱い想いも知ることができると思います。また、総(代)会の開催は法律などにも規定されており、細かいルールなど学生がすべてを理解するには難しいため、生協職員のみなさんのサポートも得ながら、キチンとやるべきことはバッチリ行いながらも、総代や組合員にとって「参加してよかった!」「自分たちの大学生協だ!」と思える総(代)会をつくっていきましょう。

ぜひ、学生委員だけで活動していくのではなく、まずは自分たちが考えていることを専務に話してみましよう。そこから生協全体でつくっていく総(代)会と総代活動が始まります。

● 総代を集めるにあたって

総代会では、組合員の中から総代を選出する必要があります。新学期に実施する保護者説明会や入学準備説明会、または新歓企画や大学が主催しているオリエンテーションなどの場で選出を行っている大学生協がほとんどだと思います。ここで大切にしてほしいことは、(総会制の場合は、組合員に対して)キチンと生協の仕組みを説明し、総代会の位置づけや重要性、そして総代の役割を理解してもらうことです。そうすることで、総(代)会や日々の活動の中で、大学生協への要望を伝えることなどを通じて運営参加してくれるきっかけとなります。

また、総代の選出は新入生だけでなく、多様な学部や学年、院生・留学生・教職員など、幅広く組合員を選出することが望ましいです。

📌コラム：総代候補をもれなく整えるのは理事会・組織委員会の大切な役割

総代に立候補すること、推薦すること、定数を超える候補者が出たときに投票等を行なって最終的に総代を決めることは、組合員の基本的な権利です。また、先輩から引き継いだ生協を後輩にしっかり継承するために、理事会・組織委員会には、すべての総代選挙区の候補者を整える責任があります。

生協によっては、「教職員や院生の総代定数が極端に少ない」とか「教職員や院生の総代定数は設けるものの、候補者を整えられないまま総代会を迎えてしまう」などの例が見られます。こうした事態がある生協では、翌年の総代会までにぜひ克服するよう、早くから計画的に対策を講じましょう。

生協によっては、「1年生の総代はおおむね選べるが、上級生の総代をうまく選ぶことができない」という例もあります。新学期活動等で多忙を極める4月になってから「総代候補者として推薦させて（総代になって）」と声をかけるのでは無理がありそうです。ほとんどの生協で、1～2月などに、新学期活動のために幅広い総代・組合員に呼びかけてさまざまな準備・分担・原稿依頼等を行なっています。この機会に、「それと、来年度の総代もお願い」ともう一声かけて、3月下旬頃には「新入生を除く総代選挙区については、総代候補者の見通しがついている」という状態を作り上げましょう。

📌コラム：総代になれない者 —— 理事・監事や組織委員は総代になれる？

理事・監事は、法令や定款上は総代との兼任が禁じられていません。総会制の生協で、理事・監事と組合員との兼任が禁じられていないのと同じです。しかし、理事・監事が総代を兼任するようになると、「生協を、組合員の総意に基づいて運営する」という機運が弱まるおそれがあるため、多くの生協では規約で「役員は総代を兼ねない」と定めています。このほか総代選挙管理委員も総代になることができません。組織委員については、特に定めない限り、総代との兼任が禁じられるものではありません。

一方、組織委員は「理事会の指示に基づいて生協の業務執行を補佐する」との立場であり、組織委員が総代の大半を占めるようだと、「これで本当にいいのか」という問題が生じるでしょう。組織委員の兼任問題は、「100%ダメではないが、兼ねないことが望ましい」という理解のもと、各生協において適切に取り扱ってください。

おまけ：総(代)会当日のチェックポイント

※ミニマム総(代)会準備実施の手引より抜粋

0) 出席について

総(代)会への出席は、実出席または定款が定める方法(書面議決の提出等)による議決権・選挙権の行使による方法しか認められません。理事会と異なり、Zoom等のテレビ会議方式は出席とはみなされません。総代会をWeb等で公開する等は適切な措置ですが、Web視聴をもって出席したとみなすことはできません。

1) 資格審査

資格審査は一般常識の範囲内で十分で、例えば総(代)会の招集通知を持参していれば総代・組合員本人と認めて差し支えありませんし、総代の顔と名前が一致する組織委員等を受付に配置すること(顔パス)でも足ります。代理人については、「代理権を証する証明書」が必要であり、委任状の提出を求めるのが通例です。

2) 開会

総代・組合員の総数の半数で総代会は成立します。ただし、総代会制の場合、総代総数が定款の定める定数の下限を下回る場合は、定数の下限の半数で成立するという考え方が適切です。開会予定時刻後、定足数を満たした段階で開会します。総(代)会運営規約の定めに従い、理事が成立状況を報告して開会を宣言し、総(代)会に諮って議長を選任した後、進行を議長に譲ります。議長は規約に従って書記・議事運営委員等を指名して、議事を進めます。

3) 議長

議長は、原則として、「出席した総代・組合員のうちから、その都度選任」します(定款)。議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する職責と権限(発言の許可・不規則発言の禁止・議事妨害者への退出命令等、議事の進行・理事への回答要求・動議の適切な対応・休憩の宣言等)を持ちます。総代会運営規約でご確認ください。

4) 総(代)会で議決できる事項の範囲

総(代)会が議決できる事項は、招集の際に通知した議題に限定されます(法第40条第2項)。ただし、定款が定める総(代)会議決事項以外の事項で、軽微かつ緊急のものは、総(代)会当日に議題を追加できます。

5) 質疑・討論

総代会の発言は議長の発言許可を得て行います。総代・組合員が平等に発言できるよう、議長の裁量により、発言時間を制限します。おおむね3分~5分程度が適切です。一通りの質疑応答・意見陳述を終えれば、内容の重複した意見等は認めずに審議を打ち切ることもやむを得ません。総(代)会は討論会でなく、理事会提案に対する総(代)会の意思を議決で明確にすることが最終目的だからです。

6) 採決

採決の前には議場を閉鎖し、出席総代・組合員の数を確定します。採決の方法は、拍手、挙手、起立、投票などいくつかの方法があります。挙手の場合に、「反対の方」「賛成の方」と呼びかける他に「保留の方」という選択肢を設けている生協もありますが、議決の可否は賛成者の出席総代に対する割合で決まりますから、反対も保留または棄権も議決要件との関係では同じ機能を果たします。

採決のうち、普通議決は、出席者の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決めます(法第 41 条第 1 項)。この「可否同数」とは、賛成の数とそれ以外(反対、保留、棄権など)の合計数が同数であることを意味しますから、議長を除く出席総数 105 名のうち賛成 50 名、反対 50 名、保留・棄権 5 名の場合は、賛成以外の合計の方が多いため「可否同数」にあらず、否決という扱いになります。

議長はそれぞれの議案について決議の成立を明確に知らせる必要があります。議案の採決ごとに「第○号議案は賛成多数により可決決定しました」と議長が宣言します。特別議決の場合には、「第○号議案は 3 分の 2 以上の多数により可決決定しました。」とします。

議長は、可否同数の場合に決裁権を行使する関係で、総代として議決に加わることはできません(法第 41 条第 3 項)。これは、議長が他の総代の代理人である場合にも議決権の行使を認めない趣旨と解されています。

7) 閉会宣言

全ての議事が終了したら、議長は閉会を宣言します。

8) 第 1 回理事会および第 1 回監事会の実施

- 総(代)会終了後、直ちに第 1 回理事会を開催します。(立候補者全員に事前に案内しておきます)
- 代表理事の選定、理事長及び専務理事等の互選、理事長等に事故があるときの代行順序を決めます。
- 理事の個別の報酬を決定します。(監事の個別の報酬は監事が監事の協議により決定します。)
- 必要があれば、短期借入金の上限額を決定します。
- その他、各生協の理事会で慣例となっている事項
- 第 1 回監事会も、この機会にぜひ開催します。
- 特定監事と議長の互選、監査方針と監査計画の確認、各監事の報酬の協議を行います。

第3章 その他

この章では、「こんな総(代)会はいやだ」というテーマで大喜利をしたり、より総(代)会や総代活動について深めるうえでの参考資料を紹介したりしています。

総代・組合員が自身の役割を理解していない総(代)会



自分たち組合員の声を直接届けられる機会が総(代)会です。ぜひその機会を活かせるために、総代(組合員)の役割を総(代)会前に伝えるようにしましょう！

◇コラム：コンプライアンスって？

コンプライアンスというのは、日本語でいうと「法令遵守＝法令やルールが求める行動をとること」です。法令など定めていることをキチンと守りましょう！といった意味合いです。前のコラムで、「生協法」や「総(代)会運営規約」、「定款」などがあると説明しました。これらに定められていることをキチンと守ることが大切なのです。

もしこれらのルールを守らずに生協を運営したり総(代)会を行ったりすると、法令を守っていないわけなので、重大な違反の場合は、その総(代)会は法的に無効となってしまうこともあります。(2015年には、実際に3つの大学生協の総(代)会が行政庁の指導を受けて「議決のやり直し」になりました)場合によっては、そこで選出された役員には何の権限もないこととなり、生協の運営に重大な支障が生じてしまいます。また、その結果として組合員からの信頼を失ってしまうなどの問題に発展する場合もあります。

しかし、法令を守ることが目的になってほしくはないなと思います。「どうして総(代)会を開かないといけないの？」のコラムに書きましたが、これらの法令は「生協が生協らしく、組合員の運営参加によって活動」できるように定められたものです。法令は守らなくてはいいませんが、何のためにその法令が定められているのだろうか？ということを理解しておいてほしいなと思います！実はコンプライアンスにはもうひとつ、「ひろい意味」があって、それは「総代や組合員が求める(民主的な運営のための)行動をとること」です。この「ひろい意味」で「コンプライアンス」を理解すると、法令を守ることは「目的」ではなくて「手段」だとわかります。大事なのは「ひろい意味」でのコンプライアンスですね。

参考資料

● 大学生協ハンドブック

この総(代)会ハンドブックの内容は、大学生協ハンドブックから転載したのものもあります。大学生協についてより深く理解したい人にはこの大学生協ハンドブックを読むことをお勧めします。

ハンドブックは3章で構成され、第1章は「大学生協の理念・現在」をテーマに、大学生協の歴史や活動の概略をイメージできるように構成しています。第2章は「大学生協の仕組み・運営」をテーマに、大学生協の具体的な組織や運営について述べてあります。第3章は「大学生協の経営」というテーマで経営数値の解説を加え、経営に関わったことがない人が読んでもイメージできるように配慮していますこの1冊で、大学生協の歴史や組織、活動などの概要が理解できます。



入手方法：専務理事などの生協職員に相談して、全国大学生協連合会から取り寄せてもらってください。2021年現在、インフォメーションサイトからもダウンロードして入手いただけます。

● 総代会手引ミニマム

「総代会準備・実施の手引き」の中から、ミニマムとして最低限押さえていただきたい事項をまとめたものです。

この本文自体は数ページしかありません。各項目の冒頭に「ポイント」を掲げ、その簡略な解説を記載しました。この「ポイント」のみをチェックいただくだけでも、重要な点についてはカバーできるものと思います。本文は大幅に簡略化していますので、詳細については「総代会準備・実施の手引き」の該当ページを参照してください。

● 総代会準備チェックリスト

総代会実施に向けて、いつまでに何をしなければいけないのかといったことをチェックリスト形式でまとめたものになります。

● 総代会に向けた必須事項とモデルスケジュール

タイトルのままですが、総代会に向けて必ず押さえておかなければいけないことや、準備のモデルスケジュールになります。どの期間で何をしておくべきか可視化しているのでとても分かりやすくなっています。

入手方法：専務理事などの生協職員に相談して、インフォメーションサイトからダウンロードしてもらってください。もし分からないようだったら、各地のブロック事務局と相談してください。

※本書の一部内容も参考資料の内容をもとに作成しております。

全国大学生協連

総会・総代会ハンドブック

発行日	2017年4月7日	初版第1刷
	2018年1月22日	第2版第1刷
	2019年1月16日	第3版第1刷
	2020年9月19日	第4版第1刷
	2021年10月1日	第5版第1刷
発行	全国大学生生活協同組合連合会 学生委員会 〒166-8532 東京都杉並区和田 3-30-22 大学生協会館 4階	
電話	03-5307-1124	
FAX	03-5307-1180	
メール	nfuca-gakusei@univ.coop	
URL	https://www.univcoop.or.jp/index.html	
編著者	清水 竜	(2017年度全国副学生委員長／神戸大学)
	青山 友紀	(2018年度全国副学生委員長／奈良県立大学)
	矢間 裕大	(2019年度全国副学生委員長・2020年度全国学生委員長／大阪大学)
	四方 遼祐	(2020年度全国学生委員／奈良県立大学)
	原田 将弥	(2021年度全国学生委員／白梅学園大学)
表紙	四方 遼祐	(2020年度全国学生委員／奈良県立大学)

つながる元気、ときめきキャンパス。



全国大学生生活協同組合連合会

〒166-8532 東京都杉並区和田3-30-22

<http://www.univcoop.or.jp>

